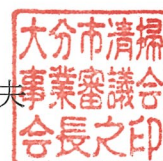


令和元年8月23日

大分市長 佐藤 樹一郎 様

大分市清掃事業審議会

会長 安田 幸夫



「廃棄物処理施設使用料の改定」並びに「一般廃棄物処理手数料（一時的多量廃棄物の処理に係るもの及び犬、猫等の死体の処理に係るもの）の改定」について（答申）

大分市清掃事業審議会条例第2条の規定に基づき、令和元年6月20日付ごみ減第394号により諮問のありました「廃棄物処理施設使用料の改定」並びに「一般廃棄物処理手数料（一時的多量廃棄物の処理に係るもの及び犬、猫等の死体の処理に係るもの）の改定」の内容については、原案どおり承認いたします。